

日本塑性加工学会
学生会員 各位

日本塑性加工学会 事務局

平成 30 年度会員継続手続きおよび新社会人優遇制度について

会員の皆様には、日頃からご支援とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成 30 年度年会費ご請求の準備を進めさせていただいておりますが、それに伴いまして、学生会員の皆様には、「平成 30 年度継続・変更届」をご提出いただきます様、お願いいたします。詳細は下記をご参照ください。

1. 「平成 30 年度継続・変更届」のご提出のお願い（提出期限：平成 30 年 3 月 31 日）

次ページの「平成 30 年度継続・変更届」にて、平成 30 年度の会員継続についてお知らせください。Word データが必要な方は、会員専用ページへログインいただき、「変更届（学生会員）」をダウンロードしてください。

なお、期限までに提出のない方は、現状のままで会員継続とさせていただきます。

2. 「新社会人優遇制度」についてお知らせ

学生会員として、過去 2 年間の会費をお支払い済みの学生会員の方は、卒業・修了後の社会人 1 年目の正会員会費が免除となる「新社会人優遇制度」を設けています。

なお、制度利用に伴い、会員種別は「正会員」となります。

平成 30 年度適用条件：平成 29 年度を含め、過去 2 年間学生会員会費をお支払いの方
会費免除対象年度：平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
※対象年度終了後は、正会員年会費（8,800 円）をご請求させていただきます。

社会人となられてから、塑性加工に関係する仕事に従事するか否か未定の場合、学会を退会してしまわずに、この制度を利用して正会員として留まっただき、業務内容がはっきりした 2 年目以降に会員のご継続を判断してください。もちろん、できるかぎり 2 年目以降も正会員となっただきたくお願いいたします。また、既に塑性加工関連の仕事に就かれることがわかっている方に対しても、その応援としてこの制度を適用し、1 年間の会費免除をいたします。

なお、博士後期課程に進学される方は、会員種別が「正会員」となりますが、在学中は学生会員費（4,200 円）に据え置かれる優遇制度がすでにありますので、そちらをご利用ください。

※各種優遇制度については学会事務局に問合せください。

3. 退会希望の方（提出期限：平成 30 年 3 月 31 日）

本用紙裏面の「平成 30 年度継続・変更届」太枠内の「③退会する」にチェックを入れ、簡単な退会理由を添えて、ご提出ください。なお、ご退会時に会費の未納がある場合は、後日ご請求させていただきますので、ご了承ください。

提出期限までにご提出がない場合は、現状のまま会員継続となり、その間の会費が請求されますので、ご注意ください。また、電話での退会のお申し出はお受けできません。

以上

（本件に関する問合せ先・送付先）

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-3-11 YSK ビル 4F

日本塑性加工学会 事務局 会員担当 大石泰子

TEL：03-3435-8301 / FAX：03-5733-3730 / E-mail：oishi@jstp.or.jp

